

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月11日

【会社名】 株式会社フォンツ・ホールディングス

【英訳名】 FONTZ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野間 史敏

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050 - 5835 - 0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR広報担当 丹藤 昌彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050 - 5835 - 0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR広報担当 丹藤 昌彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集有（売出）金額】 株主割当 0円

（注）会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額2,200,330,040円

（注）上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年10月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月9日に提出した有価証券届出書並びにこれに関して、同年12月6日に提出した有価証券届出書の訂正届出書に関し、本日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書の内容を追完情報に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

（追加）

・臨時報告書の提出について

（平成25年12月11日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

親会社でなくなるもの

名称 Red Planet Holdings Pte Ltd

住所 100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702

代表者の氏名 SIMON GEROVICH

資本金の額 101,841,396 (\$)

事業の内容 宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	317,400個	41.22%
異動後	317,400個	39.93%

(注1) 異動前の「議決権の数(議決権所有割合)」の計算においては、平成25年9月30日現在の議決権総数550,082個(当社の発行済株式総数(55,058,351株)に係る議決権数から、当社が所有する自己株式(50,100株)及び単元未満株式に係る議決権数を控除した数)を議決権総数(以下「平成25年9月30日現在の議決権総数」といいます。)に、平成25年12月3日までに当社第2回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の行使により発行された株式数(21,988,268株)に係る議決権の数(219,882個)に係る議決権数を加えた数を議決権総数として計算しております。

(注2) 異動後においては、平成25年9月30日現在の議決権総数に平成25年12月6日までに本新株予約権の行使により発行された株式数(24,478,329株)に係る議決権の数(244,783個)を議決権総数として計算しております。

なお、当社が所有する自己株式の数については、平成25年9月30日現在から変更はありません。

(注3) 異動前及び異動後の「議決権の数(議決権所有割合)」については、少数点以下第二位を四捨五入しております。

3. RPH社が親会社に該当しないこととなったこと(以下「当該異動」といいます。)の理由及びその年月日

当該異動の理由

平成25年10月9日に提出した有価証券届出書でお知らせいたしましたライツ・オファリングに関し、平成25年12月6日に提出した臨時報告書に記載のとおり、RPH社が本新株予約権を行使したことにより、平成25年12月5日において、その保有する議決権割合が40%以上となり、実質支配力基準により同社は当社の親会社に該当することとなりました。

しかしながら、当社が、株主名簿管理人に、平成25年12月6日現在の本新株予約権の行使による株式の発行状況を確認した結果、平成25年12月11日、当社の議決権総数に対するRPH社の議決権所有割合は40%未満となり、親会社に該当しないことが判明しました。

当該異動の年月日

平成25年12月11日